

(4) 専攻科履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 5 3 条及び第 5 5 条の規定に基づき、専攻科の履修に関する事項を定める。

(履修方法)

第 2 条 専攻科に開設されている授業科目の履修にあたっては、所定の期間に履修届を学生課に提出しなければならない。

(試験等)

第 3 条 定期試験は年 2 回以上行う。

2 平素の成績によって評価できる科目については、定期試験を行わないことがある。

3 病気その他やむを得ないと認められる理由によって、定期試験を受験できなかった者については、追試験を行うことができる。

4 定期試験又は追試験において、不合格になった者に対して、再試験を行うことができる。

(評価)

第 4 条 成績は、各授業科目毎に、試験の成績及び平素の成績を総合して評価する。

2 学業成績を評語で表す場合の区分は次のとおりとする。

優	80 点以上	
良	70 点以上	80 点未満
可	60 点以上	70 点未満
不可	59 点以下	

(単位の認定)

第 5 条 前条に定める評価が「可」以上の場合にその授業科目の単位を認定する。

(進級)

第 6 条 休学等特別の場合を除き、第 2 学年への進級を認める。

(再履修)

第 7 条 定期試験等で不合格となった授業科目のうち、修得する必要がある科目は、原則として次年度に再履修しなければならない。

2 再履修する場合は第 3 条に規定する手続を行うものとする。

(他専攻の授業科目の修得)

第 8 条 教育上支障がないと認められた場合は、他専攻の専門展開科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規程に基づき修得した単位は、学則第 5 4 条において準用する学則第 1 5 条で定める他大学等において修得した単位を含め、60 単位を超えない範囲で、所属する専攻の修得単位とすることができる。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則 (令和 2.4.8)

この規程は、この規程は、令和 2 年 4 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。